

議案第87号 交野市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案書33P～35P

1. 条例改正の目的

流水占用料及び土地占用料(以下「流水占用料等」という。)については、河川法の規定に基づき、条例で流水占用料等の額及び徴収方法を定め、占用者から徴収を行っている。

今回、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の見直しを行うことから、道路占用料に準じて定める流水占用料等についても同様に改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

以下の2点について、条例別表の改正を行う。

- ①直近に行われた令和6年度の固定資産税評価額の評価替えを反映した道路占用料の見直しに準じ、各種占用物件における流水占用料等の額を改正する。
- ②占用物件の種類に「共架電線その他上空に設ける線類」及び「工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料による占用」を追加する。

3. 施行日

令和7年4月1日

経過措置 令和6年度までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

激変緩和措置 一部占用物件に係る令和7年度の占用料の額については、附則別表に定める額とする。

4. 流水占用料 新旧対照表

※着色部は、激変緩和の経過措置

占用物件	摘要	現行占用料（円）	令和7年度 占用料算定額（円）	令和8年度 占用料算定額（円）
第1種	橋、掛出し等の工作物の設置を伴う土地の占用	370	430	430
第2種	通路、洗い場等の工作物の設置を伴わない土地の占用	30	230	430
第3種	電柱	3,650	3,650	3,650
	電話柱	2,130	2,130	2,130
第4種	上下道、ガス管、電気、電話管その他これらに類する物件による使用	外径 0.1m未満	110	130
		外径0.1m以上 0.15m未満	170	200
		外径0.15m以上 0.2m未満	220	260
		外径0.2m以上 0.4m未満	440	510
		外径0.4m以上 1.0m未満	1,100	1,280
		外径1.0m以上	2,190	2,550
	マンホールその他これに類するもの	2,190	1,280	1,280
第5種	流水の占用	340,000	4,250	4,250
第6種	共架電線その他上空に設ける線類	21	22	22
第7種	工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木その他の工事中材料による占用	540	600	650
第8種	その他のもの	-	-	-

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

議案の 件名	議案第87号 交野市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例につ いて	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉	
流水占用料は交野市流水占用料等徴収条例第2条、第3条の規定に基づき、管理者が額及び徴収方法を定め、占用者に対し、流水占用料の徴収を行うものである。		北河内6市では、以下の状況で改正済、もしくは改正予定である。 枚方市：令和3年4月1日改正、寝屋川市、門真市：令和4年4月1日改正 守口市、四條畷市、大東市：改正検討中	
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）	
		総事業費	国庫支出金
		府支出金	市債
		その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉	
今回、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の見直しを行うことから、道路占用料に準じて定める流水占用料についても同様に改正を行うもの。		令和7年度より、約70千円の流水占用料の増額が見込まれる。	
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉	
令和4年12月14日 道路法施行令の一部を改正する政令が公布（令和5年4月1日施行）		目 標	4. みんながつどい交流し、活力が生まれるまち
まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策		分野・方針	19. 道路・公共交通
		施 策	1. 道路整備の充実
		○その他の計画（該当する場合のみ）	
		計画名称	
		策定年度	
		計画期間	
〈市民参加の状況〉			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）			
		〈政策等の実施時期〉 令和7年4月1日	
		担当部局	担当課
		添付資料（有の場合は、その名称）	
		都市まちづくり部	道路河川課
		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）	

交野市流水占用料等徴収条例（平成12年条例第5号）新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		単位		流水占用料等 （円）	占用物件		単位	流水占用料等 （年額、円）	
		数量	期間						
第1種	橋、掛出し等の工作物の設置を伴う土地の占用	占用面積	1年	430	第1種	橋、掛出し等の工作物の設置を伴う土地の占用	占用面積1m ² につき		370
		積1m ²							
第2種	通路、洗い場等の工作物の設置を伴わない土地の占用	占用面積	1年	430	第2種	通路、洗い場等の工作物の設置を伴わない土地の占用	占用面積1m ² につき		30
		積1m ²							
第3種	電柱	1本	1年	3,650	第3種	電柱	1本につき		3,650
	電話柱			2,130		電話柱			2,130
第4種	上下水道、ガス管、電気、電話管その他これらに類する管	外径が0.1m未満	1m	1年	130	第4種	上下水道、ガス管、電気、電話管その他これらに類する管	1mにつき	110
		外径が0.1m以上0.15m未満			200				170
		外径が0.15m以上0.2m未満			260				220
		外径が0.2m以上0.4m未満			510				440
		外径が0.4m以上1.0m未満			1,280				1,100
		外径が1.0m以上			2,550				2,190
		流水の占用			毎秒1				1年

新				旧			
		m^3				き	
第6種	共架電線その他上空に設ける線	1 m	1 年				
	類						
第7種	工事用板囲い、足場、詰所その	占用面	1 月				
	他の工事用施設及び土石、竹木	積 1 m^2					
	その他の工事用材料による占用						
第8種	その他のもの	占用面	1 年	交野市行政財産	第6種	その他のもの	占用面積 1 m^2
		積 1 m^2		使用料条例（平成16年条例第27号）第3条第1号の例により計算した額			につき
							交野市行政財産使用料条例（平成16年条例第27号）第3条第1号の例により計算した額
備考（略）				備考（略）			